

第47回 統計委員会 議事録

- 1 日時 平成23年7月22日(金) 13:00~13:50
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、佐々木委員、首藤委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第36号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (3) 諮問第38号「建設工事統計調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、只今から第47回統計委員会を開催いたします。

本日は、井伊委員、宇賀委員、椿委員が所用のため欠席です。

また、オブザーバーとして出席いただいている各府省におきまして、人事異動がございましたので御紹介いたします。本日、総務省の須江統計局統計調査部長、経済産業省の喜多見大臣官房調査統計審議官が出席でございます。

それでは、それぞれ自己紹介、御挨拶をいただければと思います。まず、須江統計調査

部長からお願いいたします。

○須江統計調査部長 7月15日付で統計局の調査部長に就任しました須江でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 よろしくお願いいたします。

続きまして、喜多見調査統計審議官、お願いいたします。

○喜多見調査統計審議官 経済産業省の喜多見でございます。7月15日付で大臣官房調査統計審議官ということであります。よろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、事務局から資料について説明をお願いします。

○乾統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。

まず、資料1及び資料2により、本日諮問予定の「建設工事統計調査の変更について」の御審議に御参加いただく専門委員の任命等を御説明します。

次に、資料3により、「農業経営統計調査の変更について」の答申をお諮りします。

資料4により、総務省から「建設工事統計調査の変更について」の諮問を受けます。

最後に、部会の審議状況として資料5により、匿名データ部会から「労働力調査の調査に係る匿名データの作成について」の審議状況について、資料6により、基本計画部会から「統計法の施行状況に関する審議」の状況について御報告いただく予定でございます。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

統計委員会専門委員の発令等につきまして、まず、資料1のとおり、「建設工事統計調査の変更について」の審議に参加していただくため、7月22日付で馬場康維専門委員を任命したいと思います。

部会でございますが、専門委員につきましては、本日付で資料2のとおりとしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の議題、諮問第36号の答申「農業経営統計調査の変更について（案）」につきまして、廣松部会長から説明をお願いします。

○廣松委員 それでは、農業経営統計調査、以下、農経調と略させていただきます。この変更案につきましては、4月22日の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。その後、産業統計部会におきまして、4月25日、5月16日、6月3日、7月1日の計4回の審議を行い、答申案を取りまとめましたので御報告申し上げます。

なお、答申案についての議論を行った第28回産業統計部会における審議の状況につきましては、資料3の参考資料2、13ページ以降に概要をまとめておりますので、併せて御参照ください。

それでは、資料3の1ページ「農業経営統計調査の変更について」の答申案について御説明申し上げます。

まず、「1 承認の適否」についてでございますが、変更を承認して差し支えないとし

ております。ただし、後ほど具体的に御説明いたしますが、一部計画の修正が必要であるとしております。

続きまして、「2 理由等」でございます。ここでは、変更を承認して差し支えないと判断した理由等を示しており、6つの事項について記載をしております。まず、「(1) 調査体系の変更」というところでは、2つの点について触れております。

1点目は「ア 『なたね、そば等生産費調査』の農経調への統合」についてでございます。

今回、農経調の対象となっていない作物に係る生産費を把握する目的で実施しております「なたね、そば等生産費調査」を農経調本体に統合するという計画が示されました。

これにつきましては、「なたね、そば等生産費調査」が農経調で把握する生産費に係るデータと同じく、戸別所得補償制度の制度設計のために用いられていること等から、適当と判断をいたしました。

2点目は「イ 任意組織経営体を対象とする調査の重点化」についてでございます。

営農類型別経営統計に係る調査のうち、任意組織経営体を対象とする調査については、従前は水田作及び畑作を行っている経営体を対象としておりましたが、今回はその対象を水田作を集落営農として行っている経営体のみに重点化する計画が示されました。

これにつきましては、集落営農以外の任意組織経営体の数が少なくなり、政策的な必要性が低下している等の状況の中で、政策的な優先度に応じた調査の重点化等を図ろうとするものであり、適当と判断をいたしました。

次に、「(2) 標本設計の変更」でございます。これにつきましては、4つの点について触れております。

1点目は「ア 母集団情報の更新」についてでございます。

今回は、2010年の農林業センサスデータが整備されたことを受けて、その結果から得られる母集団情報に基づき、農経調の標本設計を見直す計画が示され、こうした最新の情報による母集団情報の更新は、適当と判断をいたしました。

2点目は「イ 標本設計の基本的な考え方の変更」についてでございます。

農経調は、従前、経営規模の比較的大きな「担い手」層の精度が高くなるような標本設計が行われてまいりましたが、今回、経営規模にかかわらず、いずれの階層についてもより適確なデータが把握できるように改める計画が示されました。

これにつきましては、戸別所得補償制度にも対応し、当該制度の設計・運用のために適切なデータを提供することができるものであり、適当と判断をいたしました。

3点目は「ウ 米、小麦及び大豆の生産費に係る調査の標本数の拡充」についてでございます。

今回、生産費統計に係る調査のうち、米、小麦及び大豆について標本数を拡充する計画が示されております。

これにつきましては、戸別所得補償制度の実施に当たり、主要作物である米、小麦及び

大豆について、より精度の高いデータが求められていることに対応するものであることから、適当と判断をいたしました。

4点目は「エ 東日本大震災への対応」についてでございます。

今回、東日本大震災に対応して、調査実施までに調査対象から除外する被災地域を整理し、母集団情報を補正した上で、標本を再配分する計画が示されました。

これにつきましては、震災による母集団の変化に対応しつつ、調査精度の確保等を図ろうとするものであり、適当と判断をいたしました。

続きまして、「(3) 調査事項」でございます。

調査事項については、今回は変更を予定しておりません。

これにつきましては、現行の調査事項は農業経営の詳細を把握するための必要最小限の事項と考えられるものであり、おおむね適当と判断をいたしました。

ただし、調査票の一つである「現金出納帳」における「農外収支」、「事業外収入」及び「事業外支出」の区分等については、調査票への記入のしやすさや公表する際の表章項目との整合性を図る観点から、整理することが必要としております。

次に「(4) 調査票の変更」でございます。

今回、調査票の一つである「経営台帳」について、一つの簿冊となっていたものを、個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体といった経営形態別に分割する計画が示されております。

これにつきましては、従前、農林水産省職員による聞き取り調査で実施されていた「経営台帳」の調査についても、協力が得られる報告者については報告者自身が調査票に記入する自計方式が導入されることを踏まえ、報告者の負担軽減を図る観点からも、適当と判断をいたしました。

続いて「(5) 調査方法の多様化」でございます。この項目に関しましては、大きく2つの点について触れております。

1点目は「ア 決算書類等の活用」についてでございます。

今回、協力が得られる報告者について、調査票、具体的には経営台帳でございますが、その提出に代えて、決算書類等を郵送等によって農林水産省に提供してもらい、農林水産省職員が庁舎において、調査票を作成する方法を導入する計画でございます。

これについては、報告者に対し、回答方法の選択肢を増やすとともに、より正確な調査票の作成が可能となることから、適当と判断をいたしました。

2点目は「イ オンライン調査の導入」についてです。

今回、農林水産省は協力が得られる報告者に対して、表計算ソフトで作成された調査票（現金出納帳等）を電磁的記録媒体で提供し、その調査票に入力されたデータ等をインターネット回線を通じて農林水産省に提供することを可能とする計画が示されました。

これにつきましては、報告者に対して、回答方法の選択肢を増やすとともに、農林水産省と報告者との間で、十分なセキュリティ対策を講じつつ、データの迅速なやりとりを可

能とするものであり、調査の効率化につながるものであることから、適当と判断をいたしました。

最後に、「(6) 報告者への還元資料の充実」でございます。

今回、すべての報告者を対象に、農経調の結果について、時系列比較や全国又は同一地域の同一規模階層比較等がわかりやすく把握できる資料を、報告者の希望に応じて提供する計画でございます。

農経調の結果に係る報告者への還元については従前からも行われておりますが、これまでは農林水産省の各統計・情報センターが個別に対応するにとどまっている等、十分とは言えない面もございました。今回の変更は、報告者から事前に要望を聴取し、それに沿って全国統一様式の資料を農林水産省本省で作成し、還元しようとするものであります。より一層の調査協力の推進等につながるものと判断でき、適当といたしました。

以上が、今回の農業経営統計調査に関する答申案の報告でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「農業経営統計調査の変更について」本委員会の答申は資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3によって総務大臣に対し答申します。産業統計部会に所属される委員方々、どうもありがとうございました。

次の議題に移ります。諮問第38号「建設工事統計調査の変更について」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 総務省の中川です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4をご覧になっていただければと思います。3ページに、わかりやすい概要がありますので、これで説明をしたいと思います。

まず、調査の目的ですが、この調査は毎年一年間に完成工事高がどれくらいあるか、あるいは毎月の受注がどういう状況であるかという、2つの大きな調査で構成されています。建設工事、建設業の実態を明らかにして、建設行政等に必要な基礎資料を得るということを目的としております。

調査の概要ですが、対象は建設業法に基づく許可業者、約50万業者あります。

それから、調査の種類ですが、2種類から成っています。1つは、「建設工事施工統計調査」、毎年1回、7月に調査をしております。これについては、建設業許可業者50万業者のうち、資本金階層別7層、建設業法に基づく業種が指定されていますけれども、層化業種別が21層、都道府県別が47層、全部で6909層に分かれます。ここから11万業者を

対象に調査をすることを原則としています。

ただ、なお書きがありますが、大臣許可業者が1万くらいありますけれども、これは重要だということで全数調査をしております。それから、知事許可業者のうち資本金が3,000万以上の業者、これは標準偏差がかなり大きいということもありまして、これも全数調査をしております。3番目に書いてありますのは、ほ装、しゅんせつ、板金、さく井工事業、これは業者数が余り多くないということで、全数調査をしております。

ほ装工事業というのは、御存じのとおりアスファルトとかコンクリートの舗装をする工事。しゅんせつ工事といいますのは、海とか川などの水深を深くするための土砂の掘削工事。板金というのは、金属の薄い板を加工して工作物に取りつけたり、工作物に金属の付属物を取りつけたりする工事です。さく井工事業というのは、井戸を掘る事業です。これらについては、業者数が少ないということで全数調査をしております。

もう一種類が、毎月調査をしております動態調査です。「建設工事受注動態統計調査」につきましては、施工調査で回答のあった業者のうち1億円以上の工事高のある業者、1万2,000業者を抽出しまして甲調査をしています。それと、大手業者を別途調査する乙調査。だから大手業者は2種類の調査をやっております。

甲調査の方ですが、これは完成工事高別3層、公共元請完成工事高別が4層で抽出をして調査をしております。50億円以上は1,400社くらいありますけれども、これも重要だということで全数調査をしております。それから、別途の大手業者49社は国土交通省が指定をしております、一応見直しをしております。

調査事項ですが、毎年1回やっている施工調査につきましては、先ほども言いましたように年間の完成工事高を中心に調べています。当然、従業者数とか労務費、人件費、租税公課、営業損益、減価償却費等を調べています。

動態調査の方ですけれども、これについては、国内建設工事の月間受注高を調べています。大手業者のみ行う乙調査ですが、発注者別・工事種別月間受注高、月間施工高・月末の未消化工事高、施工場所別月間受注高と詳しい調査をしております。

調査方法は、国土交通省から都道府県を経由して、郵送でやる調査を原則としておりまして、一部統計調査員調査もあります。オンラインについては、大手業者を中心に行われています。

結果の公表については、先ほど言いました調査事項を中心に公表しております。公表時期は、施工調査が毎年3月末日、動態調査の甲調査が対象月の翌々月の10日前後、それから動態調査の乙調査が対象月の翌月末ということで、公表をしております。

次に、この調査結果の利用状況ですが、まず、施工調査につきましては、産業連関表の建設業部門の産出額の推計に使われております。もう一つは、県民経済計算についても建設業の産出額に使われております。それから、「建設投資見通し」これは国土交通省が作成しておりますけれども、この建設見通しにおける民間建設投資の推計に民間の元請完成工事高を活用しております。

動態調査の方ですが、月例経済報告（公共投資）の基礎データということで、公共投資の分析に活用されています。それから、建設総合統計の基礎データということですが、動態調査の受注高が把握されていまして、これに財団法人建設物価調査会が実施しております建設工事進捗率調査を加味して、出来高を推計している。出来高を推計して四半期別 GDP 速報（QE）の公的固定資本形成に活用しているという状況です。

もう一つ、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度の基礎データということですが、不景気などにより経営が悪化している中小企業に対する特別枠の債務保証制度ですが、これについては建設業だけではありません、中小企業全体ですが、中小企業のデータを使って業種指定が行われているということです。

それから、民間における利用については、「建設経済モデルによる建設投資の見直し」ですとか「建設業ハンドブック」などに使われています。

次に、5 ページを開いていただければと思いますけれども、今回の主な変更内容ですが、「抽出方法の見直し」ということで、この調査は先ほど言いましたように昭和 31 年から実施をし、昭和 50 年までは全数調査をしてきました。昭和 50 年に一定の精度に基づいて抽出調査に変わらして、そのときに抽出率を設定しました。設定した関係で、許可業者数というのは増えてきますので、だんだん調査対象数が増えてきたということもありまして、昭和 57 年に設計の見直しが行われて、審議会にもかかりました。57 年にある一定の精度を確保し効率的な調査をするということで、ほぼ 11 万の調査対象数で現在に至っているということです。誤差率が大体 4 % 程度ということで設定をしてきているという経緯があります。

今回の見直しですけれども、抽出の際、従来は昭和 53 年の施工調査のデータを利用していました。これは余り変化がないだろうということで 53 年調査を使っていたのですが、やはり直近のデータを使う必要があるのではないかとということで、平成 20 年の施工調査のデータに更新したいというのが第 1 点です。

それから、4 業種が全数抽出をしていたのですが、しゅんせつ工事業の業者数が大きく増加をした、ほかの業者数は大体 2,000 前後なのですが、しゅんせつ工事業は 2 万 4,000 くらいに増えたこともありまして、しゅんせつ工事業については無作為抽出業種に見直しをしたいということです。

しゅんせつ工事業が何で増えたかということですが、50 年以降、建設業界の談合が取りざたされたことによって、今まで一括外注であったものが分割の発注になった。河川に係る公共工事については、護岸工事としゅんせつ工事に分割発注されるわけですが、護岸工事について土木工事業という整理になっています。しゅんせつ工事については、土木工事業の許可を持っていると比較的土木工学に関する学科を修めた者が専任であれば許可が得やすいということもあって、しゅんせつ工事業が増えてきたのではないかと説明を受けています。

「調査事項の変更」のところですが、左側が現行で右側が変更後です。調査事項の上の

ところは変更はありません。真ん中のところですが、国内建設工事の年間受注高を現行では調べていました。変更後については、動態調査で月間の受注高を調べていますので、これを12か月足せば推計可能であるということで、当初はなかなか合わないこともあったのですが、ある程度安定してきたということもありまして、今回削除をしたいというのが1点です。

建設業の付加価値の部分ですが、今回、経費とか販売費及び一般管理費、材料費、外注費などを把握したい。これについては、固定費と変動費という形で分けて経営分析をしたい。下請業者は固定費が相対的に多くなっているのではないかとということもありまして、その分析をしたいということから項目として追加をしたいということです。

動態調査の変更は、今まで抽出率の逆数を掛けていましたが、回収率も加味して推計をしたい。参考までに書きましたけれども、大体回収率は6割くらいになるということもありまして、この回収率を加味して推計をしたいというのが変更です。

今回、委員会で議論をしていただきたいのは3点ほどあります。まず、1つは「推計方法の見直し」については、6,900くらいの層に分かれておりまして、非常に多いということもありまして、効率的に行う余地はないのかという観点で再評価をしてもらいたい、当然精度も加味しながらというのが第1点です。

2番目の「調査事項」につきましては、固定費と変動費の分析ですので、その調査事項でいいかどうか。経済センサスとの関係がありますので、この辺の整合性がとれているかどうか整理をする必要がある。

もう一点は、ここには記載されていませんが、建設業法第11条第2項に基づく許可業者は毎年行政記録を提出することになっています。損益計算書、貸借対照表、完成工事報告書、この部分でデータが一部とれる状況になっていますけれども、現在紙ベースで上がってきているということで、今後、どういう形でこれを取り入れて合理化していくかということについても御議論いただきたい。主にこの3点を委員会にお諮りしたいと思っています。

次の6ページについては、建設関係の主な体系図を参考までに記載しました。真ん中にありますのが今回の建設工事統計調査の基幹統計で、毎年調査と毎月の調査の土台で、構造と動態に分けた体系図です。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございました。

本件は、産業統計部会に付議したいと考えております。詳細については、同部会で審議いただくことにしたいと思いますが、この段階で特段御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま申し上げましたように、本件につきまして産業統計部会で御審議いただきます。その結果につきまして、本委員会に御報告をいただきたいと考えております。廣松部会長、よろしくお願いいたします。

次の議題、匿名データ部会の審議状況につきまして、本日、椿部会長、井伊部会長代理が所用のため御欠席でございますので、廣松委員から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 今、委員長から御紹介がありましたとおり、部会長の椿委員及び部会長代理の井伊委員が御欠席でございますので、私から代わって報告をさせていただきます。

7月4日に開催いたしました第8回匿名データ部会において、それまでの部会と同じく引き続き「労働力調査に係る匿名データの作成について」審議を行いました。その審議状況について御報告申し上げます。資料5をご覧ください。

会議では、まず、事務局から前回の部会審議等を踏まえて修正されました論点について説明があり、次に総務省から論点への回答という形で説明が行われました。これを受けて個別の論点に沿った審議を行いました。各委員からの主な意見は次のとおりでございます。

「ア リサンプリングの方法等」については、今回は地域11ブロック及び組符号8区分による層化を行い、リサンプリング率80%で抽出するという計画ですが、総務省より、完全失業率等の代表的な比率は公表結果と大きな乖離はないという説明がございました。また、前回議論となりました乗率の再付与・再計算については、数値を1.25倍することによりほぼ元の数値と一致するということから乗率の再付与は行わないという説明があり、妥当とされました。

次に「イ 地域区分、事業の種類（産業）及び本人の仕事の種類（職業）」についてですが、地域区分については全国1区分とし、産業及び職業区分については報告書の表章区分に合わせてリコーディングするという計画となっております。このため、前回の審議を受けて、例えば産業・職業等を大きくりにすることによって、地域に関する情報を細かく提供することは考えられないかという検討も総務省にさせていただきました。ただ、仮に地域区分を付与した場合には、産業分類や職業分類を大きくりしたとしても個人が特定化されるリスクがあるのであれば、やむを得ないという結論で、今回は全国1区分ということで御了承が得られました。

続いて、「ウ 世帯人員」については、世帯人員が8人以上の世帯について、0.5%基準に基づいてレコードを削除することは、妥当と判断をされました。

「エ 同一年齢の子供の数」についてですが、今回、同一年齢階級に3人以上の子供がいる世帯のレコードを削除するという計画になっております。そこで、年齢階級を0歳～3歳、4歳～6歳とした場合と、いわゆる未就学年齢の0歳～6歳とした場合の2つの結果について総務省に整理をしていただきました。提示されました資料で両者を比較した結果、有配偶者女性の世帯から見てもほとんど3人以上の子供のいる世帯の割合は減らないという結果になっておりました。それも踏まえまして、今回は現案の方法を採用することを妥当とするものの、今後、総務省でもどのようなユーザーの研究ニーズがあるかということについて、注意深く調べていただきたいというまとめをいたしました。

「オ 15歳以上の世帯員の年齢」についてでございます。労働経済学の観点からすると、年齢を5歳刻みにグルーピングするのは少々粗い。ほかの匿名性とのトレードオフの兼ね

合いもあると思うが、1歳刻みというのは非常にニーズが高いという指摘をしたいという意見がありました。ただ、産業・職業と年齢のクロスを考えると、年齢を各歳別にした場合は個人が特定化されるリスクが極めて大きくなる恐れがあること、オーダーメイド集計でも年齢は5歳階級別で提供されているということもあって、今回は匿名性を重視し、5歳階級別で提供するということを認めることとしますけれども、将来的には、年齢を細かく分析できるような匿名データの検討もお願いしたいという形で部会長の取りまとめがなされました。

次に3ページ目の「カ 月末1週間に仕事をした時間」についてでございます。労働時間の外観識別性及び長時間労働の数値の信頼性に関して議論がありましたが、現時点では外観識別性についてリスクがあるという意見があるけれども、0.5%基準により90時間以上をトップコーディングすることは、データ分析的に極端な値に引きずられないようにすることも考慮して、妥当ではないかという結論に達しました。

「キ 前月欄の情報」についてでございますが、前回の議論を踏まえまして、産業分類を大きくすることにより、前月欄の他の情報の秘匿をもう少し緩和できないかという点に関する検討結果を総務省から説明を受けました。産業分類は、大分類化したとしても個人が特定化されるリスクが残り、前月欄の情報については、個人の特定化につながる恐れがあることから、「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」以外は、匿名データには含めないとするについては、妥当と判断するという結論になりました。

「ク その他の匿名化措置」では、死亡・転出した世帯員のレコードを削除する計画となっていた一方で、本調査は住戸をベースに調査対象が選ばれているということも踏まえて、新たに入居した場合にはどのように扱われるのかの議論が行われました。総務省の答えとしては、その場合は転入のフラグが付くという回答がありましたので、死亡・転出それから転入の場合を含めて、妥当と判断をいたしました。

「ケ 匿名化措置を予定していない事項」及び「コ 他の情報との関係」については、特に問題となる点はなく、妥当と判断をされました。

「サ 匿名データの提供時期及び作成対象年」についてでございますけれども、今回提供される匿名データは、平成元年以降となっていることから、平成元年以降という基準はどのような理由によるものかという意見があり、総務省から平成元年より前の電子データにはさまざまな符号が入っており、クリーニングが必要であることから、データ整備に時間やリソースを要するという回答がございました。これを受けまして、過去に遡るほど整備が大変となることから、平成より前のデータについても必要な時間やリソースがあるときに対応できるよう、情報の保護等に努めてもらいたいというまとめを行いました。

「シ トップコーディングが行われた変数」についてでございます。前回の国民生活基礎調査の場合は、トップコーディングの対象が世帯所得などであり、対象レコード数が少なく値が大きく振れてしまうため、トップコーディングをした部分の平均値等を出すことはミスリードするという結論になりましたが、今回トップコーディングいたしますのは、

就業時間であり、極端な値が出てくるものではなく、レコード数、平均値、標準偏差を見ても比較的安定しているという結果でございました。トップコーディングが行われた変数の扱いについては、調査や変数ごとに状況が異なるため、ある程度、実際に結果を見て判断することになるのではないかという意見が出されました。一方で、総務省からは今回トップコーディングした部分の平均値と標準偏差を出したいと考えているという積極的な回答をいただきました。そこで、トップコーディングした変数については、最低限、変数全体の基本統計量は出していただきたい。今回のようにトップコーディングした部分の平均値や標準偏差がある程度の安定性を持って公表でき、特に誤解を招かないということであれば、ユーザーからすれば、変数全体の平均値よりもトップコーディングした部分の平均値の方が便利であるため、そのような提供を認めることとするという結論に達しました。

「ス 特定調査票の匿名データ化」でございます。御存じのとおり労働力調査には一般調査票と特定調査票の2つございますが、今回、特定調査票は匿名データ化する予定はございません。したがって、諮問の対象にもなっておりませんが、総務省の説明の中で匿名データ化を進めていく方向で現在検討していただいているということでございますので、その結果を期待したいという意見がございました。

「セ 同一世帯のマッチング」についてでございますが、これに関しましては、日本経済学会からも要望があったものでございます。前月からの異動状況を考えると、個人を特定化される可能性が極めて高いこと。また、パネル化に関しても、労働力調査は、先ほども申しましたとおり、抽出単位が世帯ではなくて住戸であるため、きちんとした完全なパネルができるわけではないという議論もございました。そこで、前月欄の情報提供でさえも個人の特定化のリスクがある中で、同一世帯のマッチングを行うことは現時点では困難であるという結論に達しました。

最後に、「匿名化技法の検討」についてでございます。匿名化技法としては、例えばノイズの付与やスワッピング等による匿名化技法がございますけれども、個票にあるデータをそのまま公表するという制約の下で匿名化データをつくるのか、それともノイズを付与したり、あるいはスワッピングを行った疑似的なデータも許容するのかということに関して、部会の中でも両論あり、今後相当な研究が必要であるということになり、基本的には、今後の研究課題として捉えるというまとめになりました。

以上が、第8回匿名データ部会の審議の概要です。これを踏まえまして、8月1日に開催予定の第9回部会で答申案について審議する予定になっております。

部会報告は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ございましたらお願いいたします。

○廣松委員 一言だけ補足でございます。御存じのとおり労働力調査というのは、月次の調査でございます。その意味では、速報性ということが重要視されている調査でございます。一方で、これまで匿名データ化されてきた調査は構造統計というか、構造を把握する

ために周期的に行っている調査でございます。その意味で、同じ匿名データと言いつつ、構造を把握するために行ってきた調査と、速報性を重視してきた月次調査の匿名データ化の在り方というのは、少し異なるのではないかと。

その意味で、今回、初めてこういう形の月次の調査の匿名データが提供されることに関しては、私は高く評価すべきだと思いますけれども、少し匿名性ということを経験した立場で考える必要があるのではないかと、個人的には考えております。

○樋口委員長 ありがとうございます。

今回、提供する時期は平成元年から最寄りの方はどちら。

○廣松委員 3年前までです。

○樋口委員長 3年前までですね。それは当分は固定するんですか。要するに、来年になったら1年分また追加するということですか。

○廣松委員 その辺は、ある程度作業にもよると思いますが、実施部局の方でどうお考えかお願いできますか。

○高田調査企画課調査官 我々も、今後の作業になりますので、まだきちんと決まっていないところがございますけれども、基本的にはどんどん追加していきたいと考えてございます。

○樋口委員長 何か御質問は。よろしいでしょうか。

次回、報告書の作成に向かって検討なさるといいますので、それをお待ちしたいと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

次の議題に移ります。

基本計画部会の審議状況について私から簡単に御報告申し上げます。

資料6をご覧くださいと思います。

7月8日の第27回基本計画部会で、統計委員会から付託されました「統計法の施行状況」に関する今後の審議の進め方について審議を行い、委員の皆様の御了解をいただいたところでございます。また、重要検討事項のうち、「ビジネスレジスターの構築・利活用」について総務省から説明をいただき、審議を行いました。

更に、7月14日の第28回基本計画部会で、重要検討事項のうち、「オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供」と「統計職員等の人材の育成・確保」について関係各府省から説明をいただいて審議を行いました。

本日も、この委員会の終了後、3回目の審議を行う予定ですので、改めて御報告を申し上げます。

以上が、これまでの基本計画部会の審議状況でございますけれども、何か御質問ございますでしょうか。

よろしければ、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程についてお願いします。

○乾統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、8月29日の金曜日、午後1時から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、

正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

先ほどありましたように、第 29 回基本計画部会を続けて開きたいと思いますが、1 時 5 5 分まで休憩をとらせていただいて、その後基本計画部会を引き続き開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございました。

最後に、昨日、シンポジウム「震災復興と統計—統計の果たすべき役割とは？」を内閣府経済社会総合研究所と統計委員会の共催ということで開催いたしました。無事に、しかも、かなりたくさんの方にお集まりいただきまして、中身も非常に濃い議論がなされたのではないかと考えております。この場をもって御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の統計委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。